

○高知県国民健康保険法施行細則

平成30年3月23日規則第26号

高知県国民健康保険法施行細則をここに公布する。

高知県国民健康保険法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民健康保険事業費納付金の通知)

第2条 条例第8条第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の額の市町村への通知は、知事が別に定める様式により行うものとする。

(国民健康保険事業費納付金の納期)

第3条 法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収は、年度ごとに8月から3月までの各月の8期に分けて行うものとする。

(市町村別納付金減算額)

第4条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。次項において「算定政令」という。）第13条第1号の規定により県が定める額は、同号ロに掲げる額とする。

2 算定政令第13条第2号の規定により県が定める額は、同号ロに掲げる額とする。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による国民健康保険事業費納付金の額の通知は、この規則の施行の日前においても行うことができる。